



小・中学校にご入学されるお子さまに 入学祝金を支給します

ご入学おめでとうございます。塩尻市では、ひとり親家庭等の福祉の向上のため、入学祝金を支給しています。対象となる方は、必要なお手続きなどをご確認ください。

対象となる方（①～③をすべて満たす方が対象です。）

① ひとり親家庭等である

ひとり親家庭等とは、次のいずれかに該当する家庭です。

- ・ 父母が離婚している（※ただし、婚姻と同様の状況（同居またはひんぱんな訪問があり、生活費等の援助を受けているなど）である場合は対象外です。）
- ・ 父または母が死亡している、または生死が明らかでない
- ・ 父または母に1年以上遺棄されている
- ・ 父または母が、常に介護を必要とする重度の障がいの状態にある

② 令和7年4月に小・中学校（義務教育学校、特別支援学校などを含む。以下同じ。）に入学するお子さまを養育している

③ 申請する時点で市内に住所がある

入学祝金の額

4月に小・中学校に入学される **お子さま1人につき1万円**

必要なお手続き

1月15日時点で児童扶養手当の認定を受けている(※)方

申請手続は不要です。対象となる方には、1月中に、入学祝金の振込に関するお知らせを郵送します。

(※) 所得制限などにより手当の支給を停止されている場合を含みます。不明な場合はお問い合わせください。

1月15日時点で児童扶養手当の認定を受けていない方

右のQRコードから「ながの電子申請」にアクセスし、申請手続をしてください。【申請期限：令和7年3月31日（月）】

- ・ 振込先の口座が分かるもの（通帳またはキャッシュカード）の写真データをご準備ください。
- ・ ひとり親家庭等であることを確認するため、こども未来課職員が戸籍情報等を確認させていただきます。
- ・ 紙による申請をご希望の場合は、こども未来課までご連絡ください。



<https://apply.e-tumo.jp/city-shiojiri-naga-no-u/offer/offerList-detail?tempSeq=52039>